**就職状況等に係る確認調査の実施について**

**第１　経緯**

　　就職支援経費は訓練修了後に委託先機関から当該訓練を担当する高等技術専門校経由で能開課に就職状況報告書が提出され、それを基に算定した金額を支給している。

　　支給に当たっては就職状況の報告内容に相違がないか事実確認を行った上で適正に支給することが求められるが、今般、国の会計検査の結果、就職支援経費の支給において不適正事案が指摘された。

そのため、就職支援経費支給の対象となるコースについて、就職状況報告書及び添付資料の記載内容の事実確認を実施するに至ったもの。

　　なお、確認調査は各校及び能開課において各々担当する訓練コースについて実施し、就職支援経費の支給は確認調査の完了後に行うものとする。

**第２　確認調査の内容等について**

**（１）　調査の対象となる訓練コース**

　　　　　就職支援経費の支給対象となるコース（令和６年４月以降に開始するコース）

**（２）　調査の対象者**

対象就職者のうち、４分の１以上の者を対象に実施するものとし、以下の優先順位で抽出する。

＜調査の抽出の優先順位＞

　　　①　委託先機関又はその関連事業主に雇用された者

②　実施状況報告等について、複数の書面の筆跡が同一と認められる場合や、書面を偽造した形

跡が認められる場合等、不審な点があるもの

　　　③　一事業主で５名以上の訓練修了者及び就職のための中退者を雇用している場合

　　　④　内定者

　　　⑤　有期雇用派遣労働者

　　　⑥　就職状況報告に就職先事業者の訂正印のない、訂正箇所がある者

　　　⑦　無作為抽出による者

**第３　調査の実施方法**

　調査は、対象就職者に対して以下の事項についてメール、電話又は文書等により実施する。

イ　書面に記載された事業所又は派遣先事業所への就職又は内定あるいは派遣先就業の事実確認

ロ　書面に記載された就職日、内定日又は派遣先就業日等の確認

なお、確認において不審な点がある場合には、当該就職者が就職等した事業所に対しても電話又は文書あるいは訪問により確認を行う。

**第４　調査結果に基づく処理**

イ　調査の結果が全て適正であった場合

当該就職率に基づき、就職支援経費を支給するものとする。

ロ　調査において不整合な部分があった場合

事業所名や就職日が異なる等、対象就職者より提出のあった「就職状況報告」等の記載内容に誤り等があった場合、修正事項の内容を文書又はメール等の記録可能な方法により、委託先機関に対して必要な修正を行わせるものとする。

上記により修正後、対象就職者として適正であると判断された場合には、当該就職率に基づき、就職支援経費を支給するものとする。

**第５　不正な行為があったまたは行われようとした場合の対応**

**（１）　対応**

書面の改ざん又は偽造等、偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたこと、又は受けようとしたことが明らかとなった委託先機関については、就職支援経費の支給は行わないとともに、不正行為に係る処分を通知した日から５年以内の期間を定め、受託機会を与えないこととする。

**（２）　不正受給の返還**

イ　事実確認により、委託先機関が偽りその他不正の行為により就職支援経費等の支給を受けたことが明らかとなった場合には、結果として就職支援経費等の額に変動がない場合も含め、既に支給した就職支援経費等の全部を返還すること。

なお、過誤払いと認められる場合においても、速やかに既に支給した就職支援経費等を返還すること。

口　委託先機関が偽りその他不正の行為により支給を受けた就職支援経費等の全部又は一部を返還する場合には、原則として一括返還すること。また、原則として、返還の対象となる就職支援経費等を受給した日の翌日から起算して返還を終了する日までの期間において、民法第４０４条の規定に基づき年３％の利息を徴収する。